

# ○鈴鹿工業高等専門学校学寮運営規則

平成16年4月1日  
規則 第 24 号  
最終改正令和6年12月4日

## 鈴鹿工業高等専門学校学寮運営規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号）第45条第2項の規定に基づき、学寮の運営その他必要な事項を定める。

### (学寮の目的)

第2条 学寮は、規律正しい生活訓練を通じて、学生の入間形成を助長し、かつ学生の学習の便宜を与え、教育目標達成に資する教育施設とする。

### (施設名称等)

第3条 学寮は青峰寮と称し、寮棟ごとに第1寮、第2寮、第4寮及びA寮とする。

2 第1寮を女子寮とする。

### (寮監)

第4条 学寮に寮監を置く。

2 寮監は教員のうちから校長が命ずる。または請負契約を締結する。

3 寮監は、学寮における寮生の生活指導及び学寮の宿日直を担当する。

### (入寮)

第5条 学寮に入寮できる者は、原則として本校の学科に在学する学生または専攻科に在学する留学生に限る。

2 入寮を希望する者は、入寮許可願（別記様式第1）を提出して、校長の許可を受けなければならない。

3 前項により校長の許可を得た者は、入寮誓約書（別記様式第2）を提出しなければならない。

4 入寮の許可は当該年度限りとし、翌年度も引き続き入寮を希望する者でも前項の手続を行わなければならない。

5 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。

6 入寮募集及び選考に関し必要な事項は別に定める。

### (退寮)

第6条 退寮を希望する者は、退寮許可願（別記様式第3）を提出して、校長の承認を受けなければならない。

2 寮生が休学を許可されたとき及び出席の停止を命ぜられたときは、その期間は原則在寮させないものとする。

### (生活の記録と評価)

第7条 学科に在学する寮生については、学寮における生活の記録に基づき、学期末ごと

にその評価を行う。

(外泊の許可)

第8条 学科に在学する寮生が帰省（外泊を含む。以下同じ。）しようとするときには、あらかじめ電子申請による手続きまたは帰省（外泊）願（別記様式第4）を提出し、学級担任又は寮監の許可を受けなければならない。

(日課)

第9条 第2条に定める方針に基づく学寮運営の実現に資するため、学科に在学する寮生については学寮における寮生の日課を設ける。

2 前項の日課は別に示す。

(部屋割り)

第10条 寮生の部屋割りは学期ごとに寮務主事が行う。

(施設の利用)

第11条 寮生でない者は、宿泊、集会などのために学寮施設を利用することはできない。ただし特別な事情のある場合は、校長がこれを許可することがある。

(退寮の命令)

第12条 学寮の秩序を乱し、他の寮生の生活指導に妨げがあると認められる場合には、その者に対し校長は退寮を命ずることがある。

2 前項の規定により退寮させられた者は、原則として再入寮を許可しない。

(寄宿料)

第13条 寮生は別に定める寄宿料を、学期分ごとにまとめて所定の期日までに納入しなければならない。

2 寄宿料を納付しない者は、退寮させることがある。

(光熱水料等の負担)

第14条 食費その他寮生が私生活に消費する光熱水料等は、寮生の負担とする。

2 前項の光熱水料等の額は別に定める。その納入については第13条の規定を準用する。

(細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 4 日から施行する。



別記様式第2（第5条関係）

入 寮 誓 約 書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

年 月 日

(学 生)

学 年

学 科

氏 名

(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

別記様式第3 (第6条関係)

寮務主事	学級担任

退 寮 許 可 願

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学 科 名

入学年度

学 年

住 所

フリガナ

学生氏名

(自署) 男・女

フリガナ

保護者等氏名

(自署)

私は下記の理由により退寮したいのでご許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 退寮の理由
- 2 退寮予定年月日 年 月 日
- 3 退寮後の住所
- 4 備考

※退寮許可願に住所(変更)届を添付すること。

別記様式第4（第8条関係）

学級担任

帰 省 （ 外 泊 ） 願

年 月 日

寮 号室

出席番号

氏 名

期 間 自 月 日 ( ) 時

至 月 日 ( ) 時

帰 省 先 自宅 ・ その他 ( )

※どちらかに○をつける。その他の場合、場所と住所を記入すること。

電話番号

※帰省先が自宅の場合は記入不要

※平日に帰省するときは担任の印鑑が必要